

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第七編 使用者の労働対策

第一章 概説

本年において使用者の労働対策がどのように展開されたかを、主として日経連の態度を通じてみよう。その特徴は合理化の強行(第二部参照)であり、政府に対する直接の働きかけであった。その中心はいうまでもなく再軍備政策のもとにおける軍需生産の拡大であった。

日経連発足五周年

一九四八年四月、経営者団体連合会(一九四七年五月設立)を改組して発足した日経連は本年四月でその五周年をむかえた。機関紙日経連タイムスは記念特集号を発行したが(第二四五号、四月一二日)、同紙は日経連の歴史を回顧してそれを四つの時期にわけた。第一期は四九年九月までの「経営権確立の時期」、第二期はその後五〇年六月「朝鮮動乱」までの「経営の内部充実」の時期、第三期は五一年講和条約締結までの「職場防衛展開」の時期、第四期は「経済再建に自主独立を獲得した現在」まで。

この五周年記念にあたって、英国経営者連盟会長A・G・スチュアート、全米製造業者協会会長C・R・スライヤー・ジュニア、米国経営者協会会長ローレンス・A・アプレイ、国際経営者団体会長A・G・フェネマ氏らから祝辞がとどけられたが、そのうちスライヤー・ジュニア氏は祝辞の中で次のように述べている。

日米両国の企業家は多くの共通した利害関係を有するものである。共産主義及び共産主義者の煽動による自由経済への挑戦に対する不断の戦は、本質的に両国の企業家を結びつける強い絆である。米国産業界人たる我々は日本の企業家が共産主義者の侵攻に対し、強力な防衛態勢を確立せられたことに対し敬意と感謝の念を表するものである。

日経連定時総会

五周年を迎えての定時総会は、四月一〇日東京丸の内工業クラブで開かれ、専務理事前田一の「当面の労働情勢報告」があり、「退職給与準備金の確保蓄積を目的とする専門金融機関に関する決議」を採択、役員を選定(大部分は重任—本年鑑二六集参照。業種部会議長渡辺義介、教育特別委員長浅尾新甫、合理化特別委員長佐藤喜一郎の各氏は新任)をおこない、次のような声明を発表した。

われわれは昭和二三年四月、日本経営者団体連盟結成以来五力年に亘り、地方、業種の全国的同志的組織の基盤に立って、経営者の総意を結集し真に実践的団体たる長所を発揮しつつ日本経済再建のために公正な労使関係の確立を念願し、不退転の努力を傾倒し来った。終戦後、労働攻勢の行過ぎにより全く均衡を失した労使関係に対して、経営権の確立を主張し、本来経営者のあるべき地位の回復を図り、労働法規の改正と労働協約の改訂を通じて一応の実績を収めることができた。また産業の混乱と職場の攪乱を企図する破壊分子を排除し、引続き職場防衛運動を展開して経済秩序の確立努めた。更に連盟創立以来、経営合理化の徹底と、その一環としての労務管理の改善のために、海外の新方式を導入してその普及を図ると共に、勤労者の福祉増進についても大いに関心を払い成果のみるべき

ものがあつた。

なお国際的活動の面においては、ILO総会その他の国際会議に経営者代表を送り、またILOの正式加盟承認に伴い国際経営者団体連盟に参加して各国経営者団体との連絡を図る等、いまやわれわれの活動は世界的視野の下に立つに至つた。

翻つてわが国経済の現状をみるに、政治的独立後、内外諸情勢の転換により産業界は停滞を続け、前途洵に樂觀を許さず、これが難路打開のために経営合理化はいよいよ至上要請となりつつある。また労働運動は漸く民主化への大勢にありとはいえ、一部には益々階級闘争主義を強化し政治偏向の運動を展開して今なお反省の色なく、他方、破壊分子の地下活動もまた端睨すべからざる情勢にある。従つてわれわれとしても経営権の確立と破壊活動の防止に対する努力はこれを当分弛めることが許されない。しかし他方、個別企業として労使関係の安定改善のために積極的努力を重ねるべき面は極めて多く、これに対応して経営および労務管理上科学的諸方式の推進につき、われわれに残された分野はなお広大である。また従業員の生活安定につき経営者に課せられた負担の大なるを感じ、その方途の具体化のために一層の努力をなさんとしている。

更に、われわれの国際的活動は今後益々重要性を加えるべく、本年秋のわが国におけるILOアジア会議の開催を始め、ILOを通じまた各国経営者団体との連繋により、わが国経済の国際的地位の向上と発展に寄与すべき使命は極めて重大と云わなければならない。

われわれは日本経営者団体連盟の創立五周年に当たり、いよいよ経営者の同志的結束をかため、更に進んで社会の理解と支持の下に、わが国経済の繁栄と産業平和の確立を期すべく、一層の熱情と努力を傾けんとすることをここに誓うものである。

## 安定政権を要望

衆参両院の選挙も終り、新政権の組織が問題となっているとき、経済団体連合会、日本商工会議所、日経連、経済同友会の経済四団体は次のような安定政権確立に関する要望をきめ四月二二日、自由党両派、改進黨、社会党右派に申し入れた。

独立後早くも一年を経過したが、わが国経済の実相は未だ自立体制の確立にはなほ遠いものがある。この際長期の見通しをもった基本政策を確立し、これを強力に実行しない限り、憂慮すべき事態にたちいたるおそれがある。この時局に対処するためには強力な安定政権の確立を必要とするので、各政党は政策において大差なき限り、従来行きがかりを捨て感情にとらわれることなく、きん度を開き大同に就き、強力な安定政権の樹立に相協力されることを切望してやまない。

## 経済三団体の基本経済政策

経団連、日経連、関西経済連合会の三経済団体は五月一二日新政権に要望すべき次のような基本経済政策を決定した。東西財界の共同の意見書はこれがはじめてであり、資本家団体がいかにその連けいに努めているかがよく示された。

一、基本的経済政策の確立—(1)正常貿易を中心とする経済自立の達成を目途として産業、貿易、財政金融、労働などの政策を総合的に確立し、政策相互間に統一性と一貫性をもたせ、企業の民営ならびに自主運営の原則の下に、経済の運営に目標と方向を与える。このためには経済審議庁を総合政策官庁として強化充実する必要がある。(2)人口政策の確立。(3)産業政策については、重要産業別に将来のあり方を検討し政策の目標と重点とを明らかにする。国産資源による新興工業(例えば、合成繊維工業など)は計画的積極的に振興

を図る。(4)企業の自己資本蓄積を税制面からさらに推進する。(5)政府投出資、自衛力強化その他将来の財政需要を見通して健全財政の方針を立てる。(6)将来にわたる国際収支の見通しの下に通貨制度および金融体制の整備について基本方針を確立する。(7)労使関係の基調は国際経済に連なる国民経済の基盤に立つべきことを認識し、この観点から従来の労働対策を再検討する。

一、輸出振興第一主義の徹底—(1)産業合理化を徹底するため、金融、税制面などあらゆる推進措置を講ずる。とくに石炭、鉄鋼の割高是正のためには合理化を重点的に徹底し、当面の輸出競争のため特定輸出品製造用のものについて暫定的に特別措置を構ずる。(2)輸出信用保険制度の拡充、輸出入銀行の金利の積極的引下げ、さらに貿易金利の引下げを考慮するとともに、商社強化のため、輸出入損失準備金、在外支店設置準備金制度など税制面の助成措置を進める。(3)輸入原料を主とする輸出産業について、必要によっては輸出入リンク制度を採用し、輸出実績に応じて優先的に為替のわくを与えるなどのほか、生糸、真珠、農水産かん詰など特産輸出品の輸出にとくに意を用いる。(4)海運対策を強化し、計画造船方式に再検討を加える。

一、国内資源の開発と外貨の節約—(1)電源開発、森林資源の開発と培養を計画的に推進する。(2)国内食糧の効率増産を進める。(3)不急不要輸入品の国内消費を抑制する。

一、財政並びに金融の健全化—(1)財政政策としては一般会計において均衡予算を堅持する。(2)首相直属の行政整理特別審議会を設け行財政の整理をはかり、地方財政を縮小する。(3)資源開発、産業合理化、輸出振興のための必要経費について重点的に予算措置を講ずる。(4)市中銀行貸出金利を漸次低下させる。

一、労働対策の刷新—(1)労働委員会は調停内容が国民経済の実情に合うように運営を改善し、一律ベース・アップの労使紛争傾向を排する。(2)特定の争議手段を規制し産業破壊分子の活動に対して法制を整備する。(3)労働基準法を国情ならびに産業構造の実態に即し是正する。

一、防衛生産に関する方針の確立—自衛力漸増の方針を確立するに当たっては、経済力の許す範囲を考え、特需ならびに新特需などに対する政策を確立し、計画的に推進する。

## 日経連臨時総会

日経連では九月一日、東京丸の内クラブで「経営者の率直謙虚なる自粛自戒とそれに基づく労使協力態勢の実現」を中心議題として臨時総会を開いたが、次のような当面の段階に処すべき「われわれの見解」を可決した。

一、われわれ経営者が国民の一人として現下の世界情勢をみるに、米ソ二大陣営の対立の激化とこれが戦略的、経済的、思想文化的進展に目を覆うことを得ないと共に、これがわが国に対する影響の直接的かつ深刻なる事実の認識において決して人後に落つるものではない。スターリンの死と朝鮮停戦以後の、わが国政治情勢が外交、防衛においては勿論、国内の治安維持に司法の権威確立に事欠くのみならず、放漫なる財政は膨脹と渋滞を極め、社会、教育、文化等凡ゆる面に混迷の甚しきをみると、われわれは民主主義政治の一大危機を感得せざるを得ない。

特に経済の部門において、戦後アメリカの援助により僅かに破綻を免れ、国民消費生活水準は漸く戦前の域に回復したが、今後わが国が独立国家として国際経済に伍し、内に財政収支の適合を図り外に国際収支の均衡を保ちつつ国民生活を維持向上し雇

傭労務を安定開拓せんためには、われわれは今こそ生産に国民の総力を結集し、耐乏生活によって資本を蓄積し企業の合理化によって対外競争力を強化する外に途なき当面の苦難を率直に認めなければならぬ。かかる事態は第二次世界大戦後の各国経済がすでに経験し、ある国はこれを克服しある国はなお深刻に悩みつつあるところであり、わが国は朝鮮ブームのため些か遅れてこれに当面するに至った不可避の事態に外ならない。

二、かかる事態に直面し、今やわれわれ経営者は、如何なる方途をもってその負荷する社会的義務と責任を果たすことが出来るであろうか、正に沈思すべき秋である。

(1)「経営者は経営に専念せよ」

戦後のわが国には各層に亘り自らの職責と真剣に取り組む真摯と情熱とが欠除するに至った。誠に悲しむべき風潮というべきである。政治家が政治を忽せにして党利と権勢の争いに終始するをはじめとして各界各層にこの風潮の蔓延せる事実は否定し難いところである。われわれ経営部門においてもこの風潮より免れ得たりと断じ切れない事実の存在することを率直に認め、われわれはここに真の経営精神に基く深き内省を致すべき秋と考うるものである。われわれ経営者が真に事業を愛し威武もこれを屈する能わず、名利もこれを害するなき深き愛情をもって経営に専念するの態度に徹するときのみ、経営の難路は正しく打開され得るものと信ずる。「事業は人なり」との言はいい古された言葉であるが、われわれは新たにこれを採り上げて経営の根本は人の管理にあること、しかして人の管理は使用者も従業員も相互の教育こそ、その出発点であることを更めて確認すべきである。

(2)「経営者は国民の立場に立って企業を防衛せよ」

企業に対する破壊活動は今や内外より企図せられつつある。われわれの企業は国民経済生活のためのものである以上これを破壊せんとするものは国民の敵である。国民の敵が兇手を振るわんとするとき、経営者といわず労働者といわずこれを防衛することに逡巡すべきでない。誠にわれわれにとって企業の防衛は母親が幼児を庇うのと同じく本能的なものであるが、同時にわれわれは職場の秩序と安全を守ることは労組にとっても利害を同じくすることを確信するものである。

(3)「経営者は企業の社会的使命の自覚に徹せよ」

われわれが経営の責に任じている企業は法律的には株主のものであるが、同時に従業員のための職場でありかつその運営は国民経済に寄与する如くなされるべきものである。経営者は株主よりこの貴重なる機関をあずかり労働者の協力を得て国民経済生活の水準向上に日夜努めつつある以上その経営者の権限内に在る事柄と雖もこれが行使については公明慎重でなければならぬ。最近経営者の一部にいわゆる社用族として社会の非難を招いている者があることは甚だ遺憾とするところである。かかる事態は経済界に限らず各界に共通せる病弊であって、これを克服するには国民の総反省に俟たねばならぬがわれわれ経営者は国民耐乏をいう前に、自らの内部を正すべく相共に叱正することこそ、日経連の真に同志的結合たる所以なりと信ずる。

三、わが日経連の基本方針は結成以来一貫して明らかであるが特に今次総会においては、わが国を繞る世界情勢を思い更に独立後苦難の道に臨み、われわれ経営者は更めてわれわれの基本的態度を再確認し、相共に内を正し、相共に扶け、相共に教え

つつ、益々産業経営の内容を充実し、自肅自戒して、国民各層の信頼と支持に応えんとするものである。

(労使協力関係の研究に関する提案)

企業繁栄の基盤は物質的設備技術乃至形骸的な組織機構でなくこれを運営する人的要素にあり、従って当面われわれの至上要請とするわが国経済の自立達成の前提要件が労使関係の安定、産業平和の確保にあることは更めていうまでもない。

戦後われわれは経営者と労働者との協力関係の設定について一再ならず研究を行いその結果を発表し、また個別企業においてもこれに関する経営者の努力は必ずしも少しとしないが、これらは現在までに十分の効果を収めつつありとは云い難く、労使の平和とかなり相距った状況にある。然しながら従来力関係によって律せられたことが多かったわが国の労使関係も、今や漸く合理的な協力体制に転換せんとする気運が所在に起りつつあることを感ずる。既に欧米諸国においては、戦後労使の協力制度が労使の安定を齎し延いて経済再建に寄与せる実例は極めて多く、この制度はこれら諸国の個別企業において貴重な経験が重ねられ、また労使団体および調査機関等において、これに関する研究が進められつつあるのみならず、さらにILOその他の国際的機関においてもその推進が図られ、今やこの制度の研究と採用は世界的風潮となりつつあるというも過言ではない。

この際われわれは労使関係について経営者の具体的な対策を提唱する前に、まず謙虚な立場に立って労使協力関係確立の基本原則とその具体的方法について再検討を開始すべきであると考え。しかしながら将来の長き労使関係の健全化のために組合の性格如何に拘らず、安易なる妥協や不当なる媚態的手段は取るべきでなく、あくまで経営者の基本的立場を明確にすべきは勿論である。これがため日経連は構成各団体と各界有識者の協力を得て特別の研究会を組織し、内外の資料を徴し真摯な研究に着手することをここに提案したい。これによってわれわれは世論の理解と有識者の支持により労使関係に関する建設的な方策を着実に進めることができるものと信ずる。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---